

○河北郡市広域事務組合情報公開条例

制定 平成22年2月26日 条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、河北郡市広域事務組合（以下「組合」という。）を構成するかほく市、津幡町及び内灘町（以下「関係市町」という。）の住民に公文書の公開を請求する権利を明らかにし、組合の諸活動を関係市町住民に説明する責任を全うするため、公文書の公開について必要な事項を定めることにより、関係市町住民参加による開かれた組合行政を一層推進することを目的とする。

(条例の準用)

第2条 公文書の公開について必要な事項は、津幡町情報公開条例（平成12年津幡町条例第55号）の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、施行日以降に作成し、又は取得した公文書について適用する。